

座間味村新型コロナウイルス感染症対策漁業者経営持続給付金について

新型コロナウイルス感染拡大に伴う、行動自粛により、漁業経営に影響を強く受けている漁業者に対して支援を行います。

【給付金額】

基本協力金 15 万円

※滞納者 5 万円 令和元年度以前、村税または公共料金を滞納している者
(同一生計者、未申告者も含む)

【給付対象者】

- ① 座間味村内に住所を有するもので、座間味村漁業協同組合の正組合員（個人、法人）であるもの（ただし、専従者、兼業者は除く）
- ② 令和 2 年 2 月 1 日時点で漁業を営んでおり、漁業を継続していく意思があるもの。
- ③ 平成 31 年度分の事業活動における確定申告等の税申告がされており、漁業収入若しくは専業で漁業を営んでいる漁業協同組合の証明書があるもの。
- ④ 座間味村新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金を受けていないもの。
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条に規定する暴力団員等に該当しないこと。

【申請方法】

座間味村漁業協同組合を通じて申請

※漁業者から直接村へ申し込む事は出来ません。

【提出書類】

・座間味村新型コロナウイルス感染症対策漁業者経営持続給付金交付申請書（請求書）
交付申請書（請求書）に、次に掲げる書類を添えて提出すること。

- ① 確定申告書（令和元年）
- ② 本人確認書類（運転免許証、パスポートなど）
- ③ 座間味村漁業協同組合証明書
- ④ 振込口座の写し

【申請書の入手方法】

- ① 座間味村公式ホームページからダウンロード
- ② 座間味村役場（産業振興課）窓口または座間味村漁業協同組合から入手

【申請期間】

令和2年6月1日（月）から令和2年7月31日（金）17：00まで

※上記は座間味村漁業協同組合から村への提出締切日です。

【お問い合わせ】

座間味村役場 産業振興課 担当：玉代勢

TEL：098-987-2312